

2024年3月14日

各位

会社名 株式会社アズパートナーズ
代表者名 代表取締役社長兼CEO 植村 健志
(コード番号: 160A 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼上席執行役員 松尾 篤人
(TEL. 03-5577-6510)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2024年2月29日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2024年3月14日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 1,606.50円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 631,354,500円
- (3) 仮条件 1,890円 から 1,920円
- (4) 仮条件の決定理由

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 1,606.50円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 219,287,250円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）親引け先の状況等

① 親引け先の概要

アズパートナーズ従業員持株会

（理事長 大田 雄山）

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

② 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

③ 親引け先の選定理由

従業員の福利厚生のためであります。

④ 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、58,200株を上限として、発行価格等決定日に決定される予定。）

⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

⑦ 親引け先の実態

当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式の発行価格と同一となり、発行価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合(%)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による 売出し後の所有株式数(株)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による 売出し後の株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有株式数の 割合(%)
株式会社ブレス	東京都杉並区永福 四丁目9番20号	1,350,000	43.49	1,250,000	35.74
MIRARTHホールディングス株式会社	東京都千代田区丸 の内一丁目8番2号	600,000	19.33	517,000	14.78
植村 健志	東京都杉並区	455,000 (15,000)	14.66 (0.48)	177,000 (15,000)	5.06 (0.43)
伊藤 啓敏	埼玉県川口市	195,000 (15,000)	6.28 (0.48)	167,000 (15,000)	4.77 (0.43)
山本 皇自	埼玉県さいたま市 南区	187,500 (7,500)	6.04 (0.24)	159,500 (7,500)	4.56 (0.21)
アズパートナーズ従業員持株会	東京都千代田区神 田駿河台二丁目2番地	74,000	2.38	132,200	3.78
松尾 篤人	神奈川県川崎市中 原区	57,000 (6,000)	1.84 (0.19)	57,000 (6,000)	1.63 (0.17)
吉田 健一	東京都練馬区	30,000	0.97	30,000	0.86
長谷部 裕樹	東京都渋谷区	15,000	0.48	15,000	0.43
若月 晃	神奈川県川崎市高 津区	15,000	0.48	15,000	0.43
梅澤 康二	東京都渋谷区	15,000	0.48	15,000	0.43
小川 雅義	東京都世田谷区	15,000	0.48	15,000	0.43
計	—	3,008,500 (43,500)	96.91 (1.40)	2,549,700 (43,500)	72.90 (1.24)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月29日現在のものであります。

2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月29日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け（58,200株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

- (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。
- (6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 393,000 株
② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 517,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 136,500 株
(※)

(2) 需要の申告期間 2024年3月18日(月)から2024年3月25日(月)まで
(2024年3月29日(金)までの間のいずれかの日まで延長される場合がある。)

(3) 発行価格等決定日 2024年3月26日(火)から2024年4月1日(月)までの間の
いずれかの日(発行価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の
価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の4営業日
(注) 後の日まで

(5) 払 込 期 日 2024年4月3日(水)から2024年4月9日(火)までの間のい
(注) ずれかの日

(6) 株 式 受 渡 期 日 2024年4月4日(木)から2024年4月10日(水)までの間の
(注) いずれかの日

(注) 申込期間は、2024年3月26日(火)から2024年4月1日(月)までの間のいずれかの
発行価格等決定日の翌営業日から4営業日の間、払込期日は申込期間最終日の2営業日
後の日、株式受渡期日は払込期日の翌営業日の予定である。具体的には発行価格等決定
日に応じて、以下のとおりとなる。

	発行価格等決定日	申込期間	払込期日	株式受渡期日
①	2024年3月26日(火)	自2024年3月27日(水) 至2024年4月1日(月)	2024年4月3日(水)	2024年4月4日(木)
②	2024年3月27日(水)	自2024年3月28日(木) 至2024年4月2日(火)	2024年4月4日(木)	2024年4月5日(金)
③	2024年3月28日(木)	自2024年3月29日(金) 至2024年4月3日(水)	2024年4月5日(金)	2024年4月8日(月)
④	2024年3月29日(金)	自2024年4月1日(月) 至2024年4月4日(木)	2024年4月8日(月)	2024年4月9日(火)
⑤	2024年4月1日(月)	自2024年4月2日(火) 至2024年4月5日(金)	2024年4月9日(火)	2024年4月10日(水)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である株式会社プレス（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年2月29日及び2024年3月14日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、以下の期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）に、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

①発行価格等決定日が2024年3月26日（火）の場合は、「自2024年4月4日（木）至2024年4月26日（金）」

②発行価格等決定日が2024年3月27日（水）の場合は、「自2024年4月5日（金）至2024年4月30日（火）」

③発行価格等決定日が2024年3月28日（木）の場合は、「自2024年4月8日（月）至2024年4月30日（火）」

④発行価格等決定日が2024年3月29日（金）の場合は、「自2024年4月9日（火）至2024年4月30日（火）」

⑤発行価格等決定日が2024年4月1日（月）の場合は、「自2024年4月10日（水）至2024年4月30日（火）」

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である株式会社ブレス、売出人である植村健志、MIRARTH ホールディングス株式会社、伊藤啓敏及び山本皇自並びに当社株主である松尾篤人、吉田健一、長谷部裕樹、若月晃、梅澤康二、小川雅義、緒方克吉、伊藤華代、島田和一、宮田昇、小須田建三、尾野博宣及び宮田祐子は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社新株予約権者である中元亮介、清水祐樹及び長田洋は、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社株主であるアズパートナーズ従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024 年 2 月 29 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村證券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。